

議案第118号

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

(さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	区 域	名 称	区 域
[略]		[略]	
緑区	大字大崎、大字大牧、大字大間木、 大字大谷口（2943番地1から2986番地1まで）、大字上野田、 大字北原、大字玄蕃新田、道祖土1丁目から道祖土4丁目まで、芝原1丁目から芝原3丁目まで、大字下野田、大字下山口新田、大字新宿、太田窪1丁目及び太田窪3丁目、大字大道、大字大門、大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中尾、大字中野田、大字南部領辻、大字蓮見新田、原山1丁目から原山4丁目まで、馬場1丁目及び馬場2丁目、東浦和1丁目から東浦和9丁目まで、東大門	緑区	大字大崎、大字大牧、大字大間木、 大字大谷口（2943番地1から2986番地1まで）、大字上野田、 大字北原、大字玄蕃新田、道祖土1丁目から道祖土4丁目まで、芝原1丁目から芝原3丁目まで、大字下野田、大字下山口新田、大字新宿、太田窪1丁目及び太田窪3丁目、大字大道、大字大門、大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中尾、大字中野田、大字南部領辻、大字蓮見新田、原山1丁目から原山4丁目まで、馬場1丁目及び馬場2丁目、東浦和1丁目から東浦和9丁目まで、東大門

	1丁目から東大門3丁目まで、松木1丁目から松木3丁目まで、大字間宮、大字三浦、 <u>美園1丁目から美園6丁目まで</u> 、大字見沼、大字三室、大字宮後、宮本1丁目及び宮本2丁目並びに山崎1丁目		1丁目から東大門3丁目まで、松木1丁目から松木3丁目まで、大字間宮、大字三浦、大字見沼、大字三室、大字宮後、宮本1丁目及び宮本2丁目並びに山崎1丁目
岩槻区	大字相野原、愛宕町、大字飯塚、大字岩槻、大字上野、上野1丁目から上野6丁目まで、大字浮谷、大字裏慈恩寺、大字大口、大字太田、太田1丁目から太田3丁目まで、大字大戸、大字大野島、大字大森、大字大谷、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字表慈恩寺、大字釣上、大字釣上新田、大字加倉、加倉1丁目から加倉5丁目まで、大字掛、大字柏崎、大字金重、大字鹿室、上里1丁目及び上里2丁目、大字黒谷、大字古ヶ場、古ヶ場1丁目及び古ヶ場2丁目、大字小溝、大字笹久保、大字笹久保新田、大字慈恩寺、城南1丁目から城南5丁目まで、城町1丁目及び城町2丁目、大字真福寺、大字末田、諏訪1丁目から諏訪5丁目まで、大字高曾根、大字徳力、仲町1丁目及び仲町2丁目、大字長宮、並木1丁目及び並木2丁目、大字新方須賀、西原、西原台1丁目及び西原台2丁目、西町1丁目から西町5丁目まで、大字野孫、原町、東岩槻1丁目から東岩槻6丁目まで、東町1丁目及び東町2丁目、日の出町、府内1丁目から府内4丁目まで、大字平林寺、大字本宿、本町1丁目から本町6丁目まで、本丸1丁目から本丸4丁目まで、大字馬込、大字増長、 <u>美園東1丁目から美園東3丁目まで</u> 、大字南下新井、大字南辻、大字南平野、南平野1丁目から南平野5丁目まで、大字箕輪、宮町1丁目及び宮町2丁目、美幸町、大字村国、大字谷下並びに大字横根	岩槻区	大字相野原、愛宕町、大字飯塚、大字岩槻、大字上野、上野1丁目から上野6丁目まで、大字浮谷、大字裏慈恩寺、大字大口、大字太田、太田1丁目から太田3丁目まで、大字大戸、大字大野島、大字大森、大字大谷、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字表慈恩寺、大字釣上、大字釣上新田、大字加倉、加倉1丁目から加倉5丁目まで、大字掛、大字柏崎、大字金重、大字鹿室、上里1丁目及び上里2丁目、大字黒谷、大字古ヶ場、古ヶ場1丁目及び古ヶ場2丁目、大字小溝、大字笹久保、大字笹久保新田、大字慈恩寺、城南1丁目から城南5丁目まで、城町1丁目及び城町2丁目、大字真福寺、大字末田、諏訪1丁目から諏訪5丁目まで、大字高曾根、大字徳力、仲町1丁目及び仲町2丁目、大字長宮、並木1丁目及び並木2丁目、大字新方須賀、西原、西原台1丁目及び西原台2丁目、西町1丁目から西町5丁目まで、大字野孫、原町、東岩槻1丁目から東岩槻6丁目まで、東町1丁目及び東町2丁目、日の出町、府内1丁目から府内4丁目まで、大字平林寺、大字本宿、本町1丁目から本町6丁目まで、本丸1丁目から本丸4丁目まで、大字馬込、大字増長、大字南下新井、大字南辻、大字南平野、南平野1丁目から南平野5丁目まで、大字箕輪、宮町1丁目及び宮町2丁目、美幸町、大字村国、大字谷下並びに大字横根

(さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正)

第2条 さいたま市コミュニティ施設条例(平成13年さいたま市条例第212号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
さいたま市美園コミュニティセンター	さいたま市緑区美園4丁目19番地1	さいたま市美園コミュニティセンター	さいたま市緑区大字下野田655番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。